



Title	パン・ヨーロッパ運動の憲法体制構想
Author(s)	戸澤, 英典
Citation	阪大法学. 2003, 53(3,4), p. 357-391
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55363
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

パン・ヨーロッパ運動の憲法体制構想

戸 澤 英 典

「目次」

- 一 はじめに
- 二 『パン・ヨーロッパ』出版からブリアン構想まで（一九三〇年）
- 三 苦闘の三〇年代（一九三〇—三八年）
- 四 スイスから米国亡命へ（一九三八—四五年）
- 五 ク伯の帰欧から歐州評議会創設まで（一九四五—五〇年）
- 六 統合の「傍流」へ（一九五〇—七二年）
- 七 オットー・フォン・ハプスブルクのパン・ヨーロッパ（一九七二年）
- 八 むすびに

一 はじめに

二〇〇三年九月二〇日に行われたラトヴィアでのEU加盟国民投票によつて、二〇〇四年五月に予定される第五次拡大の加盟候補国十カ国の批准手続きは実質的に終了し、EUの加盟国は現在の十五カ国から二十五カ国になることが確実となつた。

次期拡大の加盟予定国のはとんどうは、冷戦時代に旧ソ連・東欧圏に属し、九〇年代に急速な民主化・市場経済化

を経験した国々である。EU加盟はこれらの国々の民主化・市場経済化が逆行しないよう側面支援するという狙いを持つ反面、体制移行から日の浅い新規加盟国(政治・経済がEUに及ぼす影響に対する懸念も小さくない)。そうした懸念に対するセーフガードとして、一九九三年六月のコペンハーゲン欧州理事会は、拡大に関する「コペンハーゲン・クライティア」を打ち出し、これによって加盟候補国(政治・経済・法体系をEUレベルに引き上げること)が条件づけられた。また、アムステルダム条約によってEU条約七条の制裁条項が導入され、加盟国による民主的価値(EU条約六条)の「重大かつ継続的な侵害」が認定された場合の一定の権利停止が規定された。

しかし、二〇〇〇年一月のハイダー(Jörg Haider)党首率いる「極右」自由党の連立政権参加が惹起したオーストリア問題は、この制裁条項を実際に適用することが非常に難しいことを浮き彫りにした。結局、他のEU十四カ国はEUの措置としてではなく各々の二国間関係としてオーストリアとの外交関係を実質的にボイコットし、これを九月の「賢人委員会」による解除勧告まで継続することとなった。その後、二〇〇一年五月のイタリアのベルルスコーニ政権の成立に際して再びこのEU条約六条・七条の問題が論議され、さらに二〇〇三年のニース条約によってEU条約七条の文言には「違反予防規定」を挿入する改正が為されたものの、六条が規定する「加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権」に関して、EU内部での見解にもかなりの相違が存在することが認識される結果となつた。

この個々の加盟国(政治体制とEU全体との関係の問題は、東方拡大によって加盟国が一気に増えることにより、さらに尖鋭化する可能性がある。振り返つて見ると、冷戦の終結とドイツ統一という国際環境の激変に対し、統合の飛躍的な深化を打ち出したマーストリヒト条約(一九九二)が憲法体制の変革の名に値するものであつたのに比して、その後アムステルダム(一九九七)、ニース(二〇〇一)、と続いた政府間会議(IGC)による条約改正

は弥縫的なものに終始した。この間、欧洲基本権憲章 (European Charter of Fundamental Rights) が基本条約とは切り離されて政治的宣言はとどめられた経緯も、憲法体制にまで踏み込んだ根幹的な議論の難しさを浮き彫りにした。大規模な拡大を目前に控え、こうした条約改正の不十分さに対する危機感を背景に、EUの将来像に関する諮問会議 (the European Convention) が設置された。

このEUの将来像に関する諮問会議は、インターネットの活用等によって市民にも開かれた形をとりつつ憲法論議を重ね、二〇〇三年七月にEU憲法草案 (Draft Treaty establishing a Constitution for Europe) を採択した。しかし、この憲法草案がIGCでの条約改正作業にどの程度直結するのかは未知数である。また、憲法草案をまとめる際に、EUの奉じる基本価値にキリスト教を含めるかどうかが重要な論点となり、特にトルコのEU加盟の実現性を疑問視する発言がジスカールデスタン議長からも漏れた。いよいよ欧洲の周縁部に及んできたEU拡大が、どのように欧州アイデンティティ (さらには加盟資格) を規定するのか、という問題が改めて提起されている。

こうしたEUの憲法体制に関する問題は、ヨーロッパ統合思想の古典的な問題でもある。国家間レベルについては、古くから連邦主義 (federalism) / 国家連合 (confederalism) / 超国家主義 (supranationalism) / 政府間主義 (intergovernmentalism) といった概念分類で、その権限関係の画定の議論が行われてきた。一九九〇年代から盛んになっている「補完性の原理」や欧州ガバナンスに関する議論では、EU・国家・地域 (地方自治体) の各レベルの多様なネットワークを視野に収めて分析が行なわれている。また、最近では特にヨーロッパ統合が加盟国(Constitution)に対する関心を念頭に置きつつ、こうした論点に対する構想の変遷を、著書『パン・ヨーロッ

パ』によりヨーロッパ統合思想を喧伝し、かつ現実の政治運動化させた始祖であるクーデンホーフ・カレルギーと、彼の創設したパン・ヨーロッパ運動に即して見ていくと思う。

リヒャルト・クーデンホーフ・カレルギー伯爵 (Graf Richard Nikolaus Coudenhove-Kalergi: 以下「ク伯」と略) およびパン・ヨーロッパ運動については、その母親である青山光子が「EEC (現在ではEU) の祖母」として幾度となくメディアに取り上げられたこともあり、日本でもよく知られている。しかし、ク伯の活動全体やパン・ヨーロッパ運動については意外と研究が少ない。本稿では、従来日本では利用されていなかつた新史料にも依拠しつつ考察していく。⁽¹⁾

ク伯の活動は大きく分けて五つの時期に区分することができる。⁽²⁾ 以下、本稿ではその時期区分に倣い、(一) パン・ヨーロッパ運動の創設から国際連盟でのブリアン仏首相の「歐州合衆国」提案とその挫折までの一九二〇年代、(二) 一九三八年にナチスのオーストリア併合によって「亡命」を余儀なくされるまで、(三) 一九三八年以降—特に第二次大戦中の米国亡命時代、(四) 第二次大戦直後から一九五〇年の歐州評議会創設まで、(五) 統合の「傍流」へと追いやられた晩期、の各時期についてク伯の政治体制構想の変遷を見ていく。⁽³⁾ さらに、ク伯死後にパン・ヨーロッパ議長となつたオットー・フォン・ハップスブルクの活動についても簡単に扱い、最後に総括的な考察を付す。

二 『パン・ヨーロッパ』出版からブリアン構想まで (一九三〇年)

若干二九歳のク伯が一九二三年に出版された『パン・ヨーロッパ』によって歐州の文壇に華々しいデビューを飾り⁽⁵⁾、さらに自ら政治活動を組織してパン・ヨーロッパ運動を推進した一九二〇年代が、結果的にはク伯の活動 (さ

らにはパン・ヨーロッパ運動自体）の最盛期となつた。

ク伯の『パン・ヨーロッパ』は、よく知られているように、世界を（a）パン・ヨーロッパ、（b）パン・アメリカ、（c）ソヴィエト・ロシア、（d）大英帝国、（e）パン・アジア、の五大ブロックに分け、各々の地域毎に統合しようという構想である。⁽⁶⁾ ヨーロッパ統合の構想自体は近代国家の形成された一四世紀以降のものだけでも無数に存在するが、ク伯の「パン・ヨーロッパ」構想の一大特徴は、英國とロシアを歐州から切り離したところにあつた。

一九二三年末にク伯は「パン・ヨーロッパ同盟」（Paneuropa-Union : P.E.U）を結成し、オーストリア政府の後援を得てホフブルク（旧王宮）内に事務局を構え、本格的な活動を開始した。一九二六年一〇月にはウイーンで二十四カ国から二千人以上の政治家およびオピニオン・リーダーを集めて最初の「パン・ヨーロッパ会議」（Paneuropa-Kongreß）が開かれた。⁽⁸⁾ 一九二七年には仮外相であったブリアン（Aristeid Briand）を名誉総裁に推薦し、ヨーロッパ各地の支部に於ける活動も盛んになつた。⁽⁹⁾

ブリアンの支持を受けたパン・ヨーロッパ構想は現実の外交の場に上つた。一九二九年九月に、首相となつていたブリアンは国際連盟総会の場で、「ヨーロッパ諸国を経済的に近接させるならば、次に我々は諸民族を政治的にも結合させ、階級も相互に歩み寄るであろう」と、「ヨーロッパ合衆国」の提案を行つた。独外相シュトレーゼマンもこの提案に支持を与えた。仮外務省はヨーロッパの二十六カ国の代表から委託を受け、一九三〇年五月にブリアン提案を具体化した覚書を出した。⁽¹⁰⁾

しかしこの覚書は、ヴエルサイユ体制を固定化しようという、いわば口カルノ条約の全ヨーロッパ版に過ぎない内容となつていて、折りから一九二九年一〇月の独外相シュトレーゼマンの死去によりドイツ外交においては修正

主義が台頭し、またニューヨーク株式市場の暴落に端を発する恐慌の影響で各国の保護主義が強まりつつあった。結局、このブリアン提案はフランスの同盟国以外には支持を得られず、棚上げされることとなつた。

では、パン・ヨーロッパ運動はどのような政治体制を構想していたのだろうか。

この点を見る際には、まずク伯の社会秩序観、即ち「新貴族主義」を見ることが不可欠であろう。これは一九二〇年にク伯が小著『貴族』(Adel)で展開したものであるが、この思想は当時の青年層が強く影響を受けていたニーチェに加え、フランスの学者グワイミー (Jean Marie Guyau) の影響を受けたものであるという。⁽¹¹⁾

ク伯は以下のように述べる。「現代の民主主義の時代は、二つの大きな貴族的時期の悲しむべき中間にあるといえる。すなわち、剣を持った封建的な貴族政治と、精神による社会的な貴族政治の中間にあるのである。封建的貴族政治は没落しようとしており、精神的貴族政治は生成されようとしている。この中間期は民主主義的と呼ばれているが、実際には金力による似て非なる貴族政治によって支配されている。」⁽¹²⁾

こうしたク伯の「民主主義」に対する懷疑は、ニュアンスこそ時代によつて見られるものの終生基本的には変わることがなかつた姿勢と言える。

次に、ク伯の統合構想の背景を見る必要もあるだろう。多民族国家であるハプスブルク帝国下の貴族の出身として、ク伯の育つたロンスペルク城では、アルメニア人の従僕までもが（日本語を含む）数ヵ国語を操つていたといふ。外国からの賓客も多かつたが、とりわけドイツ語習得のために数ヵ月滞在したパン・イスラム運動の創始者として知られるスラワージー (Abdullah-Mahmum Suhraworthy) はク伯に強い印象を与えたという。⁽¹³⁾ また、当初は魅せられていたウィルソン主義が、その「民族自決」の原則を適用した結果、ハプスブルク帝国治下の有機的つながりを破壊した現実を目の当たりにして、後述するドナウ連邦構想のような国民国家 (Nation-State) を超える

方向性を強めるようになった。

ク伯の憲法体制構想に考察を進めよう。この点に関しては、一九三〇年のパン・ヨーロッパ協約提案が具体的なものとなっている。⁽¹⁴⁾ これがク伯の基本構想と思われる所以で少し詳しく紹介しよう。

この協約提案は全二〇条から成り、前文(Avant-propos)に統いて五部に分けられていた。

前文では、原則の第一として「ヨーロッパ諸国の絶対主権を不变とする」と (laisser intacte la souveraineté absolue des Etats européens) という文言が掲げられ、その後に「国際連盟規約の諸原則と不戦条約の遵守」や「ヨーロッパ諸国に対する如何なる侵略の試みも不成功に終わらせる」と……と統いていた。

第一部「ヨーロッパ連邦」では、この協約により「締約国がヨーロッパの平和を保障する未来永劫の同盟を創設し、政治的・経済的・知的協力を組織する」ことが唱われ、具体的な条文として、第一条では「この協約を批准した諸国の国民の総計が一億二千万を超えた時点で発効する」とが規定されていた。第二条では「この協約への加盟が、(植民地を除き) その領土の全てもしくは過半がヨーロッパ (英國・アイルランド・アイスランド等の付随する島嶼部を含む) に属する国に開かれ、領土の過半に満たない部分がヨーロッパに属する国については他の加盟国との全会一致でその加盟を認めることができる」とされ、この条文のコメントとして、「他の全ての連邦加盟国が認めた場合にはロシアとトルコについても加盟の道を開く趣旨」とあった。この他に、連邦機関の所在地(三条)、連邦特別区(四条)、連邦市民権(五条)、ヨーロッパ連邦が国際連盟規約二一条に規定される地域約定であること(六条)、という条項が置かれていた。

第二部「加盟国の義務」では、国際連盟規約および不戦条約の遵守(七条)、集団安全保障条項(八条)、紛争を連邦裁判所(当事者双方が連邦加盟国の場合)もしくは常設国際司法裁判所(一方当事者が連邦非加盟国の場合)

に委託する義務（九条）、国内の民族的・宗教的少数派に対して完全な平等を保障すること（十条）、連邦内のより緊密な経済協力実現のために加盟国が個々に最惠国条項を含む条約を結ばないと（一一条）、連邦協約と抵触する条約の無効等（一二条）、といった条項が置かれた。さらに第一三一条では「熱帯アフリカ (l'Afrique tropicale) に存在する連邦加盟国の植民地に於いては、全てのヨーロッパ市民が経済活動に関する完全な自由を享受する」と規定され、この条文のコンメントールとして「植民地を保有する列強にのみ熱帯アフリカの開発 (exploitation) が限定されていることが、経済的な不平等を生みだし将来の紛争の種となるため」としていた。

第三部「連邦機関」では、第一四条で、評議会 (Le Conseil)、総会 (l'Assemblée)、裁判所 (La Cour)、宰相府 (La Chancellerie) の四者が置かれることが規定され、コンメントールとして「評議会と総会は二院制の議会に相当するもの」とされていた。

評議会（一五条）については、各省政府（但し、ヴァチカン以外の人口十万人以下の国は除く）の代表から構成され、月二回以上会合を行い、各国一票で（1）加盟国の主権に関する問題については全会一致制、（2）それ以外の問題については単純多数決制で決定を行う、等が規定されていた。また、評議会の下部機構として、経済、通貨、輸運、軍事、司法、文化の各領域について専門委員会を置くとされた。

総会（十六条）は、年二回以上の会合を持ち、連邦宰相、副宰相、財務相、裁判官の選任を行い、また連邦に関係する問題に関する提案権を持つものとされた。総会の多数決により採択された提案は、連邦宰相により評議会での決定に付されるものとされた。また総会の代議員は各国議会の互選（議会が存在しない場合には政府の指名）とし、人口に応じて最大五人までの代表を送ることと規定されていた。

裁判所（十七条）の権限としては、（a）連邦加盟国間の紛争の確認、（b）連邦規約違反、特に不戦条約の違反

に該当する侵略国の認定、(c) 連邦特別区の司法、(d) 連邦と加盟国の権限の画定、(e) 連邦規約の解釈、が列挙されていた。裁判所の組織としては、各々五名の裁判官から成る三つの小法廷を持ち、長官および副長官二名を互選するものとされた。

宰相府（一八条）は、連邦宰相、副宰相、財務相の三名（各々任期四年）と（評議会の専門委員会に対応した）政策領域毎の複数の事務局およびスタッフから構成され、評議会および総会の政治的監督権に服し、評議会と恒常的な関係を保つ、とされた。連邦宰相は評議会および総会を主宰すると共に、両院への提案権を持ち、また対内的・対外的に連邦を代表する存在である。

第四部「連邦財政」の章は、一九条のみで「連邦財政の財源として非ヨーロッパ人に對して課す入国税（la taxe de débarquement）を充てる」との規定があり、そのコンメンタールとして、ヨーロッパ連邦の創設により新たな財政負担を加盟国に強いることなく、またヨーロッパ連邦の一体性を強める觀点からも「米国がヨーロッパ人に課しているような入国税を、より裕福な米国人旅行者に課すのが上策」と記されていた。

第五部には、協約改正手続きの規定（二〇条）が置かれ、加盟国の主権に關わる協約改正については全会一致を要することとされた。

この一九三〇年の協約提案から、ク伯の当初の憲法体制構想の特徴として、以下の三点指摘できるだろう。

第一に、各内の内政に対しても直接的な干渉を避けつつ、欧州内部の相互不可侵に力点を置く国家間機構としての欧州連邦が構想されていた点である。加盟国の主権に關わる問題については全会一致制を採り、ミニチュア国家以外の諸国に対しては拒否権を保障していた。また連邦機構についても、国際連盟の機構と基本的にはパラレルなものを想定していたようである。

第二に、ク伯の歐州アイデンティティが明確に読みとれる内容を含んでいることである。まず、「精神的權威」であるヴァチカンの特別扱いから、歐州アイデンティティの核としてキリスト教（特にカトリック）が存していることが明白である。他方で、ロシアとトルコを事實上排除し、また財政規定にあるように金満的な米国に対する対抗意識も強いものがあった。これに加えて、アフリカの植民地につき、いわば「共同所有（開発）」の方針を打ち出し、後の「ユーロアフリカ」（Euroafricique）の先駆とも言える構想となっていた点にも留意すべきである。

第三に、ク伯の「知識人」に対する信頼である。この協約提案での連邦構想の中で、最も苦心の見られる点は「侵略国」の認定をも行い得る裁判官の独立性である。その人選につき、協約提案は「各国の最高裁判所判事もしくは大学教授から選出」と明記しており、こうした知識人階級（法曹家）が偏狭なナショナリズムから自由であるということをその理由としていた。そこには、知識人階級こそがヨーロッパ統一を先導する役割を果たすという暗黙の前提があつたのであらう。

三 苦闘の三〇年代（一九三〇—三八年）

ブリアン構想が挫折した後、失意に陥つたク伯が再起を図つたのが一九三二年一〇月にバーゼルで開催された第三回パン・ヨーロッパ会議である。しかし、既に二〇年代の熱気は失われ、大恐慌の影響によってオーストリア国内情勢も悪化の一途をたどつていた。また、国際的にも列強は一国的な解決法を模索し、また各々が同盟国や植民地を固い込む経済圏のブロック化が図られた。こうして三〇年代を通してパン・ヨーロッパ運動は活路を見出すべく悪戦苦闘を続けることになる。⁽¹⁵⁾

この時期のク伯は、ドルフス（Engelbert Dollfuß）に接近していた。ドルフス自身が農業界出身だったりとも

あり、その勧めが発端となつて一九三六年にパン・ヨーロッパ農業会議が開かれた。また同年にはパン・ヨーロッパ教科書会議も組織されているが、こうした政策分野別の会議の試みは、一面ではどこかにパン・ヨーロッパ実現の端緒はないかとするク伯の苦心の機能的アプローチと見ることも可能だろう。

他方、ク伯は欧州の政治・経済体制の危機に対する処方箋をコーポラティズム的解決に見出そうとしていた。⁽¹⁶⁾オーストリア国内ではドルフスの身分制国家 (Ständestaat) を支持する一方⁽¹⁷⁾、国際的にはムッソリーニへの接近を試みた。

ムッソリーニをパン・ヨーロッパ運動に引き込み、同時にオーストリアの独立を守ろうとするク伯の方針は、三十年代にはドナウ連合 (Donau-Union) 構想という形を取つた。これは農業国であるドナウ川流域諸国を大国である独伊と結びつける形で経済共同体を形成し、そこに将来的にはフランスや他の欧州諸国をも引き入れてパン・ヨーロッパを実現しようという構想である。⁽¹⁸⁾このドナウ連合構想は、「生存可能性」 (Lebensfähigkeit) が危惧され、ドイツとの合邦 (アンシュルス) が検討されていたオーストリア外交に、別のオプションを提示するものであった。

また、政治体制構想の観点から興味深いのは植民地の扱いである。ク伯はイタリアのエチオピア侵攻を支持した。これはヨーロッパ全体にとつて植民地の拡大がプラスになるという志向であり、この点は後述するように一九五〇年代にまで基本的には統く考え方となつていて。

イタリア・ファシズムに対する接近と、ナチス・ドイツとの関係は好対照を為している。⁽¹⁹⁾この相違がどこに由来するかは従来のファシズム論とも関連する論点であろうが、ク伯の場合にはユダヤ人に対する態度が決定的な差異をもたらしたものと思われる。ク伯の夫人であるイダ・ローランは「ヨーロッパの三大美人」とも評された有名な

女優で、ユダヤ人であった。また、反ユダヤ主義に関する著作で世上知られた父ハインリッヒと同様、ク伯自身も終生ユダヤ問題に対する関心を持ち続けた。⁽²¹⁾

ナチズムと対立する中、これとムッソリーニを峻別して接近するというク伯の戦略は、目立った成功を見せないまま三国同盟の締結によつて最終的に失敗に終わつた。それが明らかとなつた一九三八年初頭に出版された小著には、こう記している。

「独裁体制はパン・ヨーロッパとは両立しない。なぜなら、一人の可死（mortal）かつ信頼できない独裁者の署名は、連邦協約を維持するのに十分な保障を与えないからである。」⁽²²⁾にヨーロッパ統一の難しさがある。パン・ヨーロッパは、被治者による統治者のコントロール無しには成立せず、つまりは欧州の多くの地域が独裁体制にある限り、不可能である。

これは「パン・ヨーロッパ実現のためには」ヨーロッパ諸国の憲法が全て同質化されなければならないということを意味するわけではない。その反対である。パン・ヨーロッパの下では、君主制が共和制と共に存し、中央集権国家が連邦国家と共に存し、コーポラティズムが議会制民主主義と共に存することができる。しかし、パン・ヨーロッパは人権を認めない国家を受け入れることはできない。」⁽²²⁾

この直後の一九三八年三月一三日、ナチス・ドイツによつてオーストリアは併合され、パン・ヨーロッパ事務局は占拠された。ク伯はチエコスロヴァキア、ハンガリー、イタリアを経由する苦難の逃避行の末、スイスに逃れた。

四 スイスから米国亡命へ（一九三八—四五年）

スイスに入ったク伯は以前から山荘を所有していたグスタード（Gstaad）に居所を構え、パン・ヨーロッパ連

動の本部をベルンに置いた。また、この他にジュネーヴを「研究拠点」と位置づけていた。しかし、この時期の活動の本拠地はパリであり、かつての主家の正統継承者であるオットー・フォン・ハップスブルクと知り合ったのもパリであった。⁽²³⁾

しかし、ナチスの欧洲での攻勢が激しくなり、一九四〇年にフランスが占領下に置かれると、中立国スイスでの活動も次第に難しくなっていった。そこでク伯はリスボンに逃れ、亡命のための査証取得に奔走した。一時は英國への渡航も検討したが査証の取得に手間取り、また英國での活動の見通しが芳しくないと、クーパー（Duff Cooper）への助言もあり、結局米国へ行くこととなつた。

米国に亡命した当初のク伯は、講演旅行などを通してパン・ヨーロッパ運動の普及活動を試みたが、当初は財政的にも苦しく、活動も思うに任せなかつたようである。こうした状況を一転させたのが、一九四一年秋にカーネギー平和財団（Carnegie Endowment for International Peace）の理事長バトラー（Nicholas Murray Butler）がニューヨーク大学での寄付講座をク伯に申し出たことである。⁽²⁴⁾ このカーネギー平和財団による寄付講座「戦後ヨーロッパ連邦研究セミナー」は、ク伯とザービャー教授（Arnold J. Zurcher）の共同セミナーとして一九四一年春学期に開設され、五、六名の大学院生が参加していくことになった。⁽²⁵⁾

こうしてニューヨーク大学に活動の本拠を得たク伯は、アチソン（Dean Acheson）やダレス（John Foster Dulles）といった米国の要人に加えて、チャーチル英首相に対し積極的にアプローチをかけた。⁽²⁶⁾

また、パン・ヨーロッパ運動ばかりではなく、オットー・フォン・ハップスブルクと協調しながらオーストリアのために諸活動を行つた。一九四一年にはク伯を首班とするオーストリア亡命政府構想も存在したが、これには社会民主党系の亡命者の賛同が得られず、結局日の目を見るることはなかつた。

ク伯の米国での活動は、次第に賛同者を増やし、一九四三年三月にニューヨークで第五回パン・ヨーロッパ会議が開催された。この会議では、チャーチルがヨーロッパ統合に積極的姿勢を見せた。さらにチャーチルは四三年八月に、ローズヴェルト米大統領とのケベック会談において、世界大の平和機構の下にヨーロッパ・アジア・アメリカの三つの下部機構を置いて各自を統合する、という構想を明らかにした。

しかし、こうした地域統合構想に対しては米国内にはむしろ警戒する声の方が強かつた。米国が参加するとなれば議会の賛成を容易に得られないであろうし、不参加であればヨーロッパからの米国縮め出しが懸念されたからである。また、「一つの世界」（“One World”）——具体的にはハル国務長官の国際連合の構想——との関係が問題視された。ウォルター・リップマン（Walter Lippmann）もそうした理由からパン・ヨーロッパ構想に反対した論者である。⁽²⁸⁾

しかしその後、一九四五年一二月の『コリヤーズ』誌（Collier's）のク伯のヨーロッパ統合に関する記事にトルーマン大統領が感銘を受けたことから、これが『リーダーズ・ダイジェスト』誌に転載され、米国の「公式政策」とされるようになつた、⁽²⁹⁾ といふ。

米国亡命期のク伯の政治体制構想を見よう。一九四四年三月、前年のパン・ヨーロッパ会議での決議を受けて、パン・ヨーロッパ法務委員会とニューヨーク大学の連名で「歐州合衆国憲法草案」が公表された。⁽³⁰⁾

この憲法草案は全九十五条から成り、前文（Preamble）に続いて一五の部（Section）に分けられていた。以下、その要点のみを記そう。

第一部は「加盟国の憲法体制」（Internal Constitutional Standards of Member States）と題され、「男子もしくは男女（one or both sexes）の成年市民による自由・平等・秘密選挙」による議会を持つこと（九条）、議会が

全ての立法および財政・財産権に関連する課税他の権限を持つこと（一〇条）、等が規定されていた。

第四部「個人の権利」の章では、信教の自由（一〇条）、財産権（一五条）、言語の使用（二六条）、等が規定されていた。

第五部「社会権」の章では、福祉国家に関する諸規定が置かれた。さらに、何れでは大土地所有に対する農地改革に取り組む旨の規定（四二条）が置かれていた。

第六部は「防衛」と題され、連邦の指揮下に常備軍を持つ」と（四七条）、軍の如何なる下部組織（any branch）に於いても各国部隊の割合を全体の十分の一以下に抑える」と（四九条）、植民地を有する加盟国は当該植民地につき独自軍を置くことを連邦により認可される（五三条）、等の規定が置かれた。

第九部「経済政策」の章では、関税同盟（五九条以下）、運輸システムの統一（六三条）、欧洲中央銀行（六四条）、等が規定されていた。

第一一部から第一三部は、欧洲合衆国の統治機構を定める内容となっていた。

「議会」（The Congress）は「院制をとり、下院（House of Representatives）は人口に応じて各国一一一〇名（四千万以上）、いれに植民地を有する国はプラス一議席の代議員を各加盟国の民選議員から互選する」とされ、上院（House of States）については、人口二五〇万人を超える国は二名、それ以下の国は一名の代議員を送るものとされた。また、議会での使用言語については、单一の公用語（a single official language）が選定されるまでの間は英語および仏語を公用語とし、他の言語については通訳の提供を保障する（七四条a項）とされていた。

「評議会」（The Council）は合衆国の行政にあたるものとされ、任期四年の七名（一国から選出されるのは一名まで）から構成され、何のメンバー中より互選により大統領および副大統領が選出されると規定された。

「最高裁判所」(The Supreme Court)は、一五名の裁判官より構成され、この裁判官は評議会の提示した候補者リストの中から、議会が指名するものとされた。

この憲法草案の内容を一九三〇年の協約草案と比較すると、言語の多様性の尊重や加盟国の植民地保有を前提としている点など「歐州合衆国」に特殊な事情に配慮している点も見られるものの、全体としては米国の民主主義の影響が顕著となっている点が興味深い。加盟国の内政に対しても一定の水準を要求する内容となっており、また連邦と加盟国の権限に関しても、この草案の具体化如何では米国並みの連邦制を実現できる規定となっていた。

もっとも、こうした草案の特色が、どの程度ク伯自身の意図を体现したものか、さらには亡命時代という特殊な状況に影響されていたか、という点の評価は第二次大戦後のク伯の活動と併せて考える必要がある。その点を次節で見よう。

五 ク伯の帰欧から歐州評議会創設まで（一九四五—五〇年）

第二次大戦後に帰欧したク伯は、トルーマン政権の支持も得つつ、パン・ヨーロッパ運動の立て直しに取りかかつた。

この間、レジスタンス運動に起源を持つヨーロッパ統合推進団体が数多く出現していた。既に一度の大戦により国民国家の限界を露呈していた大陸歐州では、何らかの「統合」は不可避の情勢とも思われた。

一九四六年三月のフルトン演説、同年九月のチューリッヒ演説で共産主義の脅威とヨーロッパ統合の必要性を訴えていたチャーチルは、こうした「統合」への趨勢を敏感に捉え、義息ダンカン・サンズ (Duncan Sandys) に統合推進団体の結成を委任した。チャーチルおよびサンズは、ク伯とも親密な関係を保ちつつ、同時に自らイニシ

アティヴを取る形で四七年五月に保守・中道リベラルのメンバーを集めて「統一欧洲運動」(United Europe Movement: UEM) を結成した。³¹⁾

UEMに主導権を奪われる形となつたク伯は、大衆運動としての盛り上がりという点で他のレジスタンス系の統合推進団体に対しても後れを取つた。そのため運動 자체を、いわばニッチを狙つたものとする必要があつた。そこでク伯が目を付けたのは、各国の国會議員層であつた。

ク伯は一九四六年一一月に、西欧十二カ国の約四千人の国會議員に対して「国連の枠組でのヨーロッパ連邦の創設に賛成か」を尋ねる一大アンケートを行つた。³²⁾ク伯はその結果をてこにして、それまで民際団体にとどまつていたパン・ヨーロッパ運動を公的なものに転換しようとしていた。

だが、反共主義者として知られたク伯が主宰し、対象が西欧諸国に限られたこの「ヨーロッパ連邦」は西側統合を暗黙の前提としていることが明らかな運動であつた。「第三勢力論」が強い影響力を持ち、左翼的風潮の強いこの時期には、公然とソ連の脅威と西側ブロックの形成を説く西側統合プランに対し、それが戦争の防止や自主的ヨーロッパの建設という観点からむしろマイナスであると捉える反応も多かつた。翌四七年四月までに寄せられた回答はわずかに六六〇通（内六四六人が賛意）に過ぎなかつた。ク伯の再三の催促にも関わらず、六分の一の回答しか集まらなかつたわけである。

しかし、冷戦が激化する中でヨーロッパ人の意識は次第に変化していく。一九四七年三月から四月にかけてのモスクワ外相会談の失敗（この間三月一二二日に「トルーマン・ドクトリン」が声明されている）を目の当たりにして五月末までに全回答は一三二九通（内一二九〇人が賛意）と倍増した。さらに六月のマーシャル・プラン演説、ソ連の同プランへの参加拒否が明確になつたパリ外相会談、七月から九月にかけてのパリでの西欧十六カ国代表によ

るマーシャル・プランについての交渉：という事態の推移の中で、九月までに一七三五通（内一六八三人が賛意）の回答が寄せられた。最終的な回答も半数にすら及んではないものの、冷戦が激化する中でヨーロッパ人は次第に西欧統合への適応を余儀なくされていったことが伺える。

こうした機運の盛り上がりを背景に、一九四八年五月七日から一〇日にかけてハーベグ会議が開催された。この会議はそもそも一九四七年八月末にUEMが呼びかけたものであったが、四八年三月に開かれたマーシャル・プラン交渉一六カ国社会主義政党大会がハーベグ会議への参加を拒否したこともあり、参加者は保守・リベラルが大半を占めた。

ハーベグ会議はフランス代表のポール・レイノーが提案した「欧洲制憲議会」構想を退け、政府間主義に基づいて各國の議会代表により構成される「欧洲会議」の設立を決議した⁽³⁴⁾。この決議を受けてビドーは五カ国による「欧洲会議」（Assemblée européenne）の創設を提唱し、この会議に最初は諮問的性質を与える、徐々に決定権を持たせて将来的にはヨーロッパ連邦の核にしよう、と訴えた⁽³⁵⁾。これに対してもヴィンセント外相は態度を留保し、一〇月二日に対案として提案権のみを持つ「欧洲審議会」（European Council）を提案した。

この後の英仏の折衝を経て、結局一九四九年五月五日に英仏、ベネルクス、イタリア、スカンディナヴィア三国を含めて欧洲評議会（Council of Europe）規約が調印された。この規約に従ってロンドンには閣僚理事会が、ストラスブールに諮問議会が設置された。妥協を如実に表した所在地である。（実際にはストラスブールに一本化された。）

このようにク伯の第一次大戦直後の運動は、ハーベグ会議の実現に大きく貢献し、それが結果として欧洲評議会の

実現をもたらした。確かに、その後の欧州評議会の発展は、欧州連邦主義者の当初の期待には添わないものであつたかもしれない。だが、特に一九五〇年代には、欧州諸国の政治家が集う一大フォーラムであり、ヨーロッパ統合の新たなイニシアティヴが打ち出され、またその議論を深める場として欧州評議会がかなりの役割を果たしたのは間違いない。⁽³⁷⁾

この時期のク伯の憲法体制構想の関連で興味深いのは、ク伯が特に国会議員を組織しようとした点である。ク伯は、前述の国会議員アンケートに対して肯定的な回答を寄せた議員の組織化を図り、一九四七年九月にはグスター・ドに一〇カ国から一一四名の議員を集め、ヨーロッパ議員同盟 (European Parliamentary Union: E.P.U.) を創設した。⁽³⁸⁾ これはク伯のそもそものエリート主義が、米国流の民主主義の経験を経て変容した志向とも言えるかもしれない。このE.P.U.はパン・ヨーロッパ運動の欧州における組織再興の先駆的な役割を果たし、一九五二年に（第二次大戦後の）パン・ヨーロッパ同盟（P.E.U.）へと発展解消した。

また、第二次大戦後の国際情勢の変化に応じて、英国に対するク伯の態度が次第に曖昧になつてきたりとも指摘できる。戦間期にはパン・ヨーロッパに含まれないものとされたロシアと英國のうち、大英帝国（the Commonwealth）はその維持が難しくなり、脱植民地化の動きが次第に強まる中、英國外交は迷走を重ねる」となる。⁽³⁹⁾

六 統合の「傍流」へ（一九五〇—七一年）

欧州評議会の創設の後、新たな統合の動きが起つた。ジャン・モネ（Jean Monnet）が中心となつて推進した「小欧州」である。このモネ流の「統合」は、一九五〇年五月のシューマン・プランに始まり、これが欧州石炭

鉄鋼共同体（E C S C）を生み（発足は一九五二年八月）、欧洲防衛共同体（E D C）／欧洲政治共同体（E P C）の流産を挟んで、「欧洲再始動」から一九五八年の欧洲経済共同体（E E C）／欧洲原子力共同体（E U R A T O M）の発足へ、というフランス主導の「欧洲建設」（Construction de l'Europe）として展開した。⁽⁴⁰⁾

こうしたモネ流の統合はフランスの「国益」に資するものであった、という指摘が為されている。⁽⁴⁰⁾ その点こそが、ク伯の構想と緊張関係を孕むものともなった。地理的な点に関して言えば、「小欧洲」がオーストリア（さらには中欧諸国）を含まない形であつたことである。また、その政策領域別の機能的統合の手法は、政治主導の統合觀を持つク伯には基本的に違和感があるものでもあつた。

第二次大戦後のク伯は、その反共姿勢を一層強めた。また、一九五〇年に西独アーヘン市の創設したシャルルマーニュ賞の第一回受賞者となつたが、その後一九五二年頃には、シャルルマーニュ（カール大帝）のヨーロッパ復活を公言するようになり、懐古的な保守と見なされるようになつた。⁽⁴¹⁾ こうした姿勢の変化から、その人間関係でも敵味方がはつきりするようになり、例えば、西独首相となつたアデナウアーとはますます親密な関係を築いていつたが、他方で、マルティン・ニーメラー（Martin Niemöller）とは「絶交」するに至つた。⁽⁴²⁾

一九五〇年代以降のク伯は、ヨーロッパ統合運動を推進する傍ら、冷戦等の時事問題にも積極的に提言を行つてゐる。パン・ヨーロッパ会議も一回を重ね、保守層に一定の支持者を得ていた。⁽⁴³⁾

特に一九五八年のフランスでの第五共和制の成立以降は、ク伯はドゴールに深く傾斜するようになつた。この点を、三〇年代のムッソリーニへの接近と併せて、権力者に半ば盲目的に接近するク伯の性向と批判的に捉える見解も存在する。⁽⁴⁴⁾ しかし、国家の後ろ盾を持たないク伯の場合、自己の構想を実現するためには強力な政治的指導者への接近は必須とも言える。

もつともドゴールのヨーロッパ像⁽⁴⁶⁾とク伯のパン・ヨーロッパがどれほど共鳴していたのかは評価の難しいところである。ク伯自身も「ドゴールのような個性の強い政治家との関係は難しい」旨を幾度となく漏らしている。⁽⁴⁷⁾

ク伯の一九五〇年代以降の憲法体制構想についても簡単に見ておこう。ク伯は一九五〇年一月にストラスブールでの欧州評議会の会合に際して結成された「ヨーロッパ合衆国憲法委員会」の事務局長を務め、翌五一年五月に「ヨーロッパ憲法草案」を公表している。⁽⁴⁸⁾

この憲法草案は全一八条から成り、前文に統いて四章に分けられていた。

第一章「原則」では、第二条で「この連邦は共通の制度を創設して維持すべく決議した主権国家の共同体」であり、「加盟国はその主権をこの憲法に規定した共同機関に移譲しない限り引き続きそれを直接行使する」と規定されていた。また、この憲法は「その国民の総計が一億を超える五カ国以上の批准完了により発効する」（三条）ものとされた。

第二章「権限」では、連邦の義務として「平和と秩序を維持するための一切の措置」（五条）、域外諸国との外交・領事関係（六条）、「ヨーロッパ経済統一のためのあらゆる措置」（七条）に加え、第八条として「連邦はその加盟国の民主主義的な憲法を尊重する。一つの加盟国の立法と連邦の法律との間に矛盾のある時は連邦法律が有効である」という規定がおかれた。

第三章「連邦機関」では、連邦議会、理事会、裁判所が置かれることが規定されていた。

連邦議会（九十一一条）は下院と上院の二院から成る立法府である。下院は各国からその人口百万人毎に一名の代議員（任期四年）を普通・直接選挙によって選出する。上院は各国議会の代表十二名ずつ（但し、人口百万人以下の国は六名）で構成され、加盟国の議会の選挙毎にこれを改選する。両院は別個に会議を開くものの、その権限

は同等であつて、如何なる決議にも両院の同意が必要である。

理事会（一二一一五条）は連邦の執行府であり、連邦議会により九名のメンバーが四年の任期で選出される。また、メンバーの中から互選により一年の任期で議長および副議長を選出する。議長はヨーロッパ合衆国の大統領を兼ねるものとされた。

裁判所（二六一一七条）は、十五名の裁判官から構成され、理事会の作成した四十五名のリストから連邦議会の三分の二の多数決により終身の任期で選出される。その権限は（a）連邦憲法の解釈、（b）加盟国間の紛争の調停、である。但し、連邦議会の制定する連邦法律に基づき連邦裁判所の権限を他の方面にも広げることがである、とされた。

第四章「憲法の改正」の章では、連邦議会の全議員の四分の三以上の多数決で連邦憲法を改正できる旨が定められていた。

この一九五一年の憲法草案を見ると、一九三〇年のパン・ヨーロッパ協約提案とよく似た構成となつておらず、その間に挟まれた米国革命時の憲法草案の内容があまり顧慮されていないことがわかる。

植民地—特にアフリカ—に対する位置づけについては、この時期になつてもク伯の構想は戦間期との連續性を持つていた。一九五八年前後にク伯はEECの所在地問題に関して、その候補地として挙げられていた諸都市の中でパリを推進する運動を進めていた。

「六カ国による欧州（L'Europe de Six）は端緒かつ核（noyau）にしか過ぎないということを忘れてはならない。小欧洲から大欧洲へ、そして大欧洲からユーロアフリカ（l'Euroafrique）へ、という展開の端緒である。（中略）パリを欧洲の首都とするということはヨーロアフリカの統合を準備するということを意味する。他の都市を選

ぶ場合には、この「我々が」必要とする進化にかなりの程度マイナスになることであろう。⁽⁴⁹⁾

ク伯はその後も、精力的な活動を続けた。しかし、ヨーロッパ統合の「潮流」へと追いやられたク伯に、戦間期のような華々しい活躍が戻ることはなかった。この間、幾度となくノーベル平和賞候補にも推され、パン・ヨーロッパ運動創設五〇周年とされた一九七二年には、ジャン・モネとの共同受賞が強く働きかけられた。⁽⁵⁰⁾しかし、結局受賞することなく（この年はノーベル平和賞の受賞者なし）、同年七月にスイスのシュルンス（Schrüns）で死去した。

七 オットー・フォン・ハプスブルクのパン・ヨーロッパ（一九七二年）

ク伯の死後、パン・ヨーロッパ運動の第二代議長にはオットー・フォン・ハプスブルク（以下オットー大公）が就任し、本部をミュンヘンに移転した。パン・ヨーロッパ運動はバイエルン州のキリスト教民主政党であるキリスト教社会同盟（CSU）内部の有力勢力となり、欧州議会に議席を占めるようになつた。⁽⁵¹⁾

オットー大公のパン・ヨーロッパは、ク伯時代よりもハプスブルク帝国への懷古的な性格を強めたことが指摘される⁽⁵²⁾。その憲法体制構想は草案のような形で表現されているわけではないが、ヨーロッパ統合のモデルとしてオーストリア＝ハンガリー二重帝国の憲法体制を挙げていることが示唆的である。⁽⁵³⁾

また、その活動の具体的な成果として、一九八九年六月のパン・ヨーロッパ・ピクニツクがよく知られている。東ドイツ市民を逃すためにハンガリーの国境が開放された事件では、ハンガリーのボジュガイを始め、西ドイツ、オーストリア外交筋との間にも緊密な連携が図られたことが知られている。⁽⁵⁴⁾

こうした緊密なネットワークに、パン・ヨーロッパ運動が貢献したのは間違いないようであるが、その全貌はな

お明らかではない。さらにはパン・ヨーロッパ・ピクニックから一月九日のベルリンの壁崩壊に連なる一連の動きを、どの程度オットー大公が予想していたのかも不明であり、パン・ヨーロッパ運動が一九八九年の冷戦終結に果たした役割の評価も後生の歴史家の仕事であろう。⁽⁵⁵⁾ ここでは、ホーネッカー東ドイツ国家評議会議長の一九八九年一〇月四日付英紙デイリー・ミラーとのインタビュー記事を一つの見方として紹介したい。

「〔東ドイツ市民の西側への大量脱出の原因について〕直接的にはオーストリアの王位继承者であると自称し、欧洲議会の議員であるオットー・フォン・ハプスブルクという男が、ポーランドで休暇中だった東ドイツ市民に西侧への脱出をそそのかすビラを大量にばらまいたためであり、間接的には遠く一九四九年に西侧がドイツの通貨を二つに分断し、東ドイツ経済を疲弊させたためである。」⁽⁵⁶⁾

オットー大公は一九九九年に欧洲議会議員を引退し、バイエルン州最高顧問となつた。パン・ヨーロッパ運動の第三代議長には、同じくCSU選出の欧洲議会議員であるボッセルト (Bernd Posselt) が就いた。もともと、二〇〇二年一月に九〇歳の誕生日を迎えたオットー大公は、今なおパン・ヨーロッパ運動に強い影響力を持つているという。

八 む す び に

本稿では、ヨーロッパ統合の国家間／加盟国レベルの双方を含んだ憲法体制 (Constitution) の問題に対する関心から、パン・ヨーロッパ運動、とりわけクーデンホーフ・カレルギーの憲法体制構想の変遷を中心にその思想と活動を概観してきた。

ク伯のパン・ヨーロッパ構想にとって、憲法体制、とりわけ加盟国の政治体制には概して二義的な考慮しか与え

られなかつた。ナチスという独裁体制の暴威を目の当たりにした一九三八年時点での著作でも、君主制／共和制、中央集権国家／連邦国家、コーポラティズム／議会制民主主義、といった体制の共存は明示的に認められていた。また、ドルフス体制はク伯にとってパン・ヨーロッパと両立しない体制ではなく、第二次大戦後もむしろ称揚の対象であり続けた。こうした憲法体制の軽視は、ク伯のパン・ヨーロッパが優れて地政学的な構想であつたことの裏返しでもある。植民地——とりわけアフリカ——の位置づけは、こうした観点から見ると理解しやすいであろう。もつとも、ク伯の民主主義に対する懷疑や植民地に対する考え方を、現在の視点から断罪するのはあまりに公平を欠くであろう。

戦間期に議会制民主主義に対する疑念はそれほど反動的なものではなかつたし、米国亡命を経た第二次大戦後のク伯の民主主義観は（ソ連の民主集中制に対する全否定的見解を除き）、より穩健なものに変化したようである。また、植民地を擁した強いヨーロッパ（端的にはユーロアフリカ構想）についても、一九五〇年のシューマン・プランの演説中の一節にも明示的に述べられているように、当時のヨーロッパでは常識的な構想であつた。一九六〇年代の植民地独立を経て、こうした旧植民地とどのような関係を実際に築いてきたのか、ユーロアフリカ構想からどのような質的な変化を遂げているのかは、精査を必要とするテーマである。⁵⁷⁾

ク伯の構想にも見られる憲法体制（特に各国内政）の軽視は、実はヨーロッパ統合推進論者の多くに共通するものであつたと思われる。⁵⁸⁾これは異質なユニットを「統合」しようとする以上、半ば必然的なものでもあつただろう。それでも「小歐州」から西欧統合への時代は、こうした点はそれほど問題にならなかつた。憲法体制の問題が本格的に議論されるようになったのは、一節でも触れたように、統合の深化と拡大が進んだ一九九〇年代に入つてからである。今や旧ハプスブルク帝国の版図にまで拡大しようというEUにとって、ク伯の歩んだ憲法体制構想の変遷

はアクチュアルなものと言えるかもしない。⁽⁵⁹⁾

また、ク伯のパン・ヨーロッパ構想がパン・イスラム主義やモンロー主義に触発され、⁽⁶⁰⁾やがてパン・ヨーロッパが日本のアジア主義に影響を及ぼしたように、地域統合の構想は相互作用的なものである。この点でも、パン・ヨーロッパの諸構想は、EUのガバナンスと同様、他地域にとつても多くの示唆に富むものと思われる。

(1) クーデンホーフ・カレルギーおよびパン・ヨーロッパ運動に関する史料の概況は以下の通りである。

(1) 一九三八年までの主要なものは、現在「ロシア軍史料センター」(RVGA)の一部となつている「歴史資料保存センター」(Centrum chranenia istoricеско-dokumental'nych kolekcij: CChDK)の所蔵としてモスクワに存在する。これは本文中でも述べたように、一九三八年三月のオーストリア併合の際にナチス・ドイツが接收したパン・ヨーロッパ本部の文書が、ベルリン崩壊時にソ連軍に接收されモスクワに渡ったところ、⁽⁶¹⁾経緯による。

(モスクワの文書については、一部のコピーがジュネーヴ大学およびECHO(フィレンツェ)にも存在する。史料の現況につきも以下の記事も参照。Kloucek, Rheinhard (2002), "Nach Moskau verbracht", in: *Paneuropa* (Österreich), 27. Jg. Nr. 4, pp.22-5.)

(1) 一九三八年以降の文書は、ク伯が活動の本拠としたスイスに存在する。この個人文書はパン・ヨーロッパ運動の事務局長を務めたボンス (Vittorio Pons) がクーデンホーフ・カレルギー財団の下で管理していたが、一九九五年の同氏の死去後、ジュネーヴ大学ヨーロッパ研究所 (Institut européen de l'Université de Genève) のヨーロッパ史料館 (Centre d'archives européennes : CARE) に寄託されている。但し、米国亡命中の文書については運送中の事故もあって失われたものも多かった。また、パン・ヨーロッパ運動事務局文書およびボンス個人文書もCAREにて現在整理中であるが、二〇〇三年九月現在その一部が閲覧可能となつている。

なお、本稿では上記のク伯の個人文書の他に、英國公文書館 (The National Archives: 旧PRO)、オーストリア抵抗運動資料センター (Dokumentationsarchiv des Österreichischen Widerstandes) の史料を利用している。

- (2) ク伯の伝記的な研究の代表的なものとして、Schöndube, Claus (1981), "Ein Leben Für Europa. Richard Graf Coudenhove-Kalergi", in: Jansen, Thomas/ Mahncke, Dieter eds. *Persönlichkeiten der Europäischen Integration. Vierzehn biographische Essays*. Bonn : Europa Union Verlag; Posselt, Martin (1987-9), "Richard Coudenhove-Kalergi: Teil 1-10", in : *Paneuropa Deutschland*. 各国文書館の史料を利用した最近のものとして、Zingerhofer, Anita (1996), "Die Paneuropa-Bewegung der Zwischenkriegszeit", in : *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1996*, pp.573-94.; Gehler, Michael (1998), "Richard Coudenhove-Kalergi, Paneuropa und Österreich 1923-1972", in : Wohnout Helmut ed. *Demokratie und Geschichte. Jahrbuch des Karl von Vogelsang-Instituts zur Erforschung der Geschichte der christlichen Demokratie in Österreich*, Jg.2, Wien : Böhlau, pp.143-193.
- また、日本語の概説として、金丸輝男（一九九五）「歐州統合への道を切り開く—クーデンホーフ・カレルギーの思想と行動」金丸輝男編『ヨーロッパ統合の政治史』東京：有斐閣、序章、等がある。日本での概説は、ク伯の主要著作が収められている鹿島守之助他編訳（一九七〇）『クーデンホーフ・カレルギー全集（全九巻）』東京：鹿島出版会（以下「全集」と略）に依拠したものである。
- (3) シューンドゥーベは、ク伯の構想と活動について、(一) ク伯の社会秩序観、特に民主主義に対する姿勢、(二) 「ペル・ヨーロッパ」の境界、特に英國・ロシア・米国への態度、(三) ペン・ヨーロッパを実現するための各国の政治家（特にムッソリーニやムカール）との関係、(四) ク伯のパン・ヨーロッパ運動への関与のあり方、という四つの主要論点を挙げている。Schöndube, *op.cit.*, p.43.
- (4) オットー・フォン・ハースブルクについては本稿執筆時に九〇歳で存命中であり、また政治的な活動もなお盛んなため、史料に基づいた本格的研究は後日の課題と思われるが、個人文書を利用したオットー大公側近による詳細な伝記が既に著されてくる。Baier, Stephan/Demmerle, Eva (2002), *Otto von Habsburg: die Biographie*. Wien : Amalthea.
- (5) なお、ク伯は一九二一年一月に独壇の新聞紙上で「ペル・ヨーロッパ——一つの提案」と題する論説を開いており、この時点からペル・ヨーロッパ運動が始まりク伯の死去した一九七一年が運動の五〇周年にあたるところのが公式見解となつてゐる。この「ペル・ヨーロッパ」の原型とも言えるク伯の論説は、以下の史料集に採録されている。
- Gehler, Michael (2002), *Der lange Weg nach Europa. Dokumente*. Innsbruck : Studienverlag, pp.22-27.

(6) こうした地域統合と国際連盟（および国際連合）との関係は古典的な論点であるが、そもそもク伯はウイルソン主義に魅せられ、当初は国際連盟に大きな期待をかけていたのだという。しかし、ヴェルサイユ会議の結果に失望し、特に民族自決の原則を約定規に中欧に適用した結果、旧ハプスブルク帝国が細分化したことを強く批判するようになつた。一九二四年一〇月、ベルリンに於いて開催された第二十三回世界平和会議（Weltfriedenskongreß）では、こうしたク伯の姿勢と国際連盟を絶対視する平和主義者の姿勢が真に向かふばかり、ク伯は「平和主義にとっての最大の害悪は平和主義者である」との言葉を会議後に残した、といふ。Posselt, *op.cit.*, Teil 4.

(7) 統合構想については以下の著作を参照。de Rougement, Denis (1966), *The Idea of Europe*, New York : The Macmillan Company.; Heater, Derek (1992), *The Idea of European Unity*, Leicester : Leicester University Press. (田中俊郎監訳「統一ヨーロッパの道」東京：岩波書店 一九九四年)

(8) 貴族階級が主導的であったク伯のパン・ヨーロッパ運動とは別に、戦間期には他の統合運動も盛んになつた。一九二六年にリベルタルな平和主義者を中心にはじめられた「ヨーロッパ相互理解連盟」（Verband für europäischen Verständigung）は、各国民の相互理解、通商障壁の除去、国際仲裁裁判を唱道した。また財界の指導者・H. H. Asquithらは、対独復讐を眼目にするヴェルサイユ体制から脱却し、より自由な貿易体制に復帰するのを要求して、一九二四年に「ヨーロッパ同盟のための国際会議」（International Committee for an European Union）を結成し、具体的な運動として鉄鋼業において「六年に独立、ベルギー、ルクセンブルク、翌年にはオーストリア、チエコ、ハンガリーが加わって鉄鋼カルテルが形成された。戦間期における統合運動について」、Lipgens, Walter (1966), "Europäische Einigungsrede 1923-1930 und Briands Europaplan im Urteil der deutschen Akten", in : *Historische Zeitschrift* 203, pp. 46-89. & 316-363. を参照。

(9) この間、エリート層中心のパン・ヨーロッパ運動の進め方を巡つては、パン・ヨーロッパ運動内部にも大衆運動化を求める批判的な勢力があつた。特に、財政的にもっとも恵まれていたドイツ支部が自立的な姿勢を見せ、一九二八年には一時内紛状態になつたといふ。Théry, Franck (1998), *Construire l'Europe dans les années vingt? L'action de l'Europe paneuropéenne sur la scène franco-allemande, 1924-1932*, Genève : Institut Européen de l'Université de Genève, pp. 91-105.

- (10) ブリアンの「ヨーロッパ合衆国」構想について、Lipgens, *op.cit.* の他、木谷勤（一九六五）「歐州統合の理念と現実」〔思想〕四八九号、1111八—三四八頁、参照。
- (11) グワイヨーに関するク伯は「社会愛の哲学者」（“Ein Philosoph der sozialen Liebe”）と題する小論を著してゐる。これが未見である。Posselt, *op.cit.*, Teil 2. 参照。
- (12) 邦訳は『全集』三巻、一一五〇頁。
- (13) Coudenhove-Kalergi, Richard (1962), *Eine Idee erobert Europa*, (邦訳「回想録」『全集』七巻)、邦訳「四一一四頁。
- (14) “Projet de Pacte paneuropéen” (Berlin, le 25 fev. 1930), in: Théry, *op.cit.*, pp.160-177. ふね、の協約案は当初独語版として *Paneuropa* 8/5, Mai 1930, pp.149-165. にふ表されたものだが、独語版については未見である。
- (15) リヒャンのベハ・ヨーロッパ運動の展開について Ziegerhofer (1996); Gehler (1998), esp. pp.161-7.
- (16) Coudenhove-Kalergi, Richard (1933), “Paneuropa und Faschismus”, in: *Paneuropa* 9/5, Mai-Juni 1933, pp.129-133.
- (17) リヒャンオーストリア独特の「ファシズム」ふね称されるドルフス体制への支持は、第二次大戦後ク伯に対するオーストリアやの支持を失わせた要因ともなった。Gehler (1998), p.162. 南塚信吾編（一九九九）『ドナウ・ヨーロッパ史』東京・山川出版社、三〇六—三一四頁、参照。
- (18) Coudenhove-Kalergi, Richard (1932), “Donau-Union”, in: *Paneuropa* 8/5, Mai 1932, pp.127-135.
- (19) 一九三八年二月の駐オーストリア大使の電報から、ク伯がナチス・ドイツに敵視され、監視下に置かれていたことがわかる。の電報の情報源は親類であったマリエッタ・クーデンホーフ (Marietta Coudenhove) だったが、彼女は確信的なナチス党員でもあったようである。の事実は第二次大戦後、外交史料集の公刊によりク伯本人の知るところとなりた。CARE: AP2. 電報の原文は、*Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918-1945*, Baden-Baden: Imprimerie Nationale, Serie D, Bd. 1, p.419.
- (20) ファシズムおよびナチズムの本質に関する議論は本稿の扱いうる範囲を遙かに超えるが、ク伯の構想を分析する観点からはファシズムとナチズムを峻別する立場の方が妥当性が高いと思われる。こうした比較ファシズム論に関しては、

山口定（一九七九）『ファシズム』東京：有斐閣、が今なお議論の出発点となる優れた著作である。

- (21) ク伯のユダヤ人問題解決は、歐州域外への植民であった。チャタム・ハウスや一九三八年六月に行われた講演では、中央アフリカへのユダヤ人の移民策が打ち出されてしまう。Coudenhove-Kalergi, Richard, "A Central European View of the European Situation", 2 June 1938, CARE : AP 2.
- (22) Coudenhove-Kalergi, Richard (1938), *Kommen die Vereinigten Staaten von Europa*, Glarus : Paneuropa-Verlag, pp.20-1. なお、いの小著が鹿島守之助編訳の『クート・ハーネ・カーレルギー全集』に収録されてしまう。ク伯のパン・ヨーロッパ運動とこれに触発された鹿島守之助のアジア主義が、特にナチス・ドイツに対する関係を分水嶺として別々の展開を見たことを伺わせる興味深い論点である。いの点に関して詳しくは註(60)に言及してある後日の別稿を参照願いたい。
- (23) 一九三九年にナチス・ドイツがチェコスロヴァキアを併合したりにより、ク伯はチェコスロヴァキア国籍を喪失し、それ以降は終生フランス国籍となつた。
- (24) 『全集』七巻、一七八—九頁。
- (25) Zurich (1958), pp.10-18. いの後、ザーニャーはク伯の米国における親友かつ最大の支持者となつた。
- (26) チャーチルは儀礼的な返書に欠かさなかつたものの、ク伯に何らの「言質」を与えることをせざりわばパン・ヨーロッパ運動といふ「カーデ」を保持する姿勢をとつた。
- (27) Letter from Richard Coudenhove-Kalergi to Leo S. Amery, 8 Nov. 1941. PRO FO 371/26539.
- (28) ノルマントンの著作をオットー大公は徹底的に批判する。ク伯に要請され、いわばパン・ヨーロッパ運動といふ「カーデ」を保持する姿勢をとつた。Letter to the "Editor"を送付。Letter from Otto von Habsburg to Richard Coudenhove-Kalergi (DE), 12. July 1944. Letter from Richard Coudenhove-Kalergi to Otto von Habsburg (DE), 2. August & 5. August 1944. CARE : AP 2.
- (29) Posselt, *op.cit.* Teil 7.
- (30) The Pan-European Conference and the Research Seminar for European Federation of New York University, *Draft Constitution of the United States of Europe*, April 1944, CARE : AP 2.
- (31) Lipgens, Walter (1982), *A History of European Integration*, Vol. 1 1945-1947, Oxford : Clarendon Press, pp.317-

- (32) 一九四八年八月五日付のチャーチルからの書簡では、ヨーロッパ議会同盟（E.P.U）への名譽総裁就任要請に関して「最大限に前向きの考慮を行つておりますが、最終的な回答をする前に、この会議が真に歐州を代表する集まりになるのか、特に英仏の議会から十分な参加者を得られるかについて確認したいと思います。その点に関する情報は英國議会グループの代表であるゴードン・ラング（Gordon Lang）氏から得ておりますが、私に確証を与えてくれるほどのものではあつません。」との文面の下に、ク伯の手書きで「PSやんな「情報」を与えてくるのは D.S. 「ダンカン・サンズ」や G.L. 「カーメン・ラング」の訳はない！」とあり、これは自らの運動に妨害的なサンズに対するク伯の怒りを示す史料である。1947.8.5, Letter from Winston Churchill to Richard Coudenhove-Kalergi(EN), 5. Aug 1947. CARE : AP 2.
- また、CAREの人名別文書目録によれば、ク伯がチャーチルとの間で交わした書簡は一一八通、ダンカン・サンズとの間のものは八六通に上る。しかし、チャーチルとの通信が一九五八年九月まで平均的に継続しているのに対し、サンズとの通信は一九四九年八月を最後に途切れ、その後は一九六五年五月に儀礼的な通信が一通あるのみである。そこからもク伯が、チャーチルとは別に、サンズに不快感を持ち続けたことが伺われる。
- (33) Lipgens, *op.cit.*, pp.435-441. りの国会議員アンケートの対象となつた十二カ国とは、ベネルクス三國、フランス、英國、イタリア、デーネマーク、スウェーデン、ノルウェー、アイルランド、スイス、ギリシャである。
- (34) 一九四八年春までのヨーロッパ統合運動がもつとも大きな影響を与えた国の一のがフランスであった。当時のフランス外交は、自國に有利な形でドイツ問題の解決を図り、かつ近代化計画（モネ・プラン）のためにルールの良質な石炭を安価に入手できる体制を構築することを最大の国益と見なしていた。そのために「ヨーロッパ」の枠組を格好の手段として用いたのがジャン・モネである。Monnet, Jean (1976), *Mémoires*, Paris : Fayard, p.412.
- (35) ピュールの意図は、ロンドンで二度にわたつて開かれた六国会談が西ドイツの建国とルール国際管理へと大きく踏み出す中で、ドイツ問題解決のイニシアティヴをとるにあつた。Bitsch, Marie-Thérèse (1986), "Le rôle de la France dans la naissance du Conseil de l'Europe", in : Podévin, Raymond, ed., *Histoire des débuts de la construction européenne (mars 1948-mai 1950)*, Bruxelles : Bruylants, pp.165-198.
- (36) Loth, Wilfried (1990), *Der Weg nach Europa. Geschichte der europäischen Integration 1939-1957*, Opladen :

Leske + Budrich, p.73.

(37) ハーマン・仏外相の言葉を借りれば、欧州評議会は「何か新」*something new* の誕生を意味したのだと述べ。Schuman, Robert (1953), "France and Europe", in: *Foreign Affairs*, April 1953, pp.349-369.
また、ヨーロッパ共通の価値や文化を含めた広義の「ヨーロッパ文化」の相互作用の観点から欧州評議会の意義を再評価した最近の研究として、上原良子 (11001) 「ヨーロッパ文化」と欧州審議会の成立」『国際政治』一二九号、九二—一〇六頁、があ。

(38) Lipgens, *op.cit.*, pp.607-14.

(39) リバースペーの時期の英國外交については一次史料に基づく多くの研究が出てゐる。差し当たり、Kaiser, Wolfram (1996), *Using Europe, Abusing Europeans: Britain and European Integration, 1945-1963*, London : Macmillan ; Milward, Alan S. (2002), *The Rise and Fall of a National Strategy 1945-1963*, London : Frank Cass ; 細谷雄一 (11001) 『戦後国際秩序とイギリス外交』東京：創文社、等を参照。

(40) 一九五〇年代以降のヨーロッパ統合史については、公開された外交史料に基づく研究が着々と進んでゐる。リバースペーのヨーロッパ統合史の研究にあたっては、EC委員会が各国の歴史家を組織して結成した「歐州統合史リエゾン・グループ」(The European Community Liaison Committee of Historians) の学会く一べきを編纂した論文集が実証的な研究のスタートダッシュとなつてゐる。七番田にあたる最新の論文集は、Loth, Wilfried ed. (2001), *Crises and Compromises: The European Project 1963-1969*, Baden-Baden : Nomos.

(41) フランク・ブックマンの創設した道德再武装運動 (M.R.A) も反共的な活動で知られ、また仏独和解に一定の役割を果たすなど、ク伯の活動と親和的なものであった。実際、一九五四年春から夏にかけて両者の間に連携の動きが見られたが、それ以後連絡は途切れたようである。Letters between Richard Coudenhove-Kalergi and Frank Buchman, 24. May, 28. May, 31. May & 8. July 1954, CARE : AP 2.

(42) アーナウアーはケルン市長であった一九三〇年当時にはペー・ヨーロッパ運動のメンバーであつた。Fond 771/1/90. (ハーネーヴ大学所蔵モスクワ文書)

(43) Letter from Martin Niemöller to Richard Coudenhove-Kalergi (DE), 11. February 1956, CARE: AP 2.

- (44) ニの第二次大戦後の一回のパン・ヨーロッパ会議の内、第四回まではヨーロッパ議員同盟（E.P.U.）の大会として開かれ、第五回は一九五〇年に開かれた仏独議員会議をこれに相当するものとしている。パン・ヨーロッパ同盟（P.E.U.）の大会としては、バーデン・バーデン（第六回：一九五四年、第七回：一九五五年）、バート・ラガツ（第八回：一九五七年）、ニース（第九回：一九六〇年）、ウイーン（第一〇回：一九六六年）、アーヘン（第一一回：一九七一年）の各地で開催されている。
- (45) Schönödube, *op.cit.*, p.49.
- (46) ハルシュタイン EEC 委員長と激しく対立し、一九六五年には九ヶ月にも及ぶ「マラソン政治危機（空席危機）」を惹起したドゴール仏大統領に対して、特に同時代の連邦主義者の間には「欧州統合の敵」というイメージが刻まれた面がある。しかし、「諸祖国のヨーロッパ」（Europe des Patries）を唱え、実際に政治同盟構想（フーハ・プラハ）を推進したドゴールは、独特の「統合」観を持った強固な「欧州主義者」と評価される。やがてしたドゴールのヨーロッパ政策を実証的に再解釈したものとして、Loth, Wilfried /Picht, Robert (1991), *De Gaulle, Deutschland und Europa*, Opladen : Leske + Budrich.
- (47) Letter from Richard Coudenhove-Kalergi to Dr. Christians Krull, 11. February 1966, CARE : AP 2.
- (48) *Avant-projet d'une Constitution Fédérale Européenne présenté par le Comité Constitutionnelle pour les Etats-Unis d'Europe*, Strasbourg, le 6 mai 1951. 邦訳は「全集」一巻「六八—一七」頁。
- (49) Coudenhove-Kalergi, Richard (1958), "Paris, Capitale de l'Europe" in : *Le Monde*, le 3 janvier 1958.
- (50) Fond Vittorio Pons, CARE : AP 19.
- (51) 欧州議会は長らく各国の国会議員の代表により構成されていたが、一九七六年七月の理事会で欧州議会直接選挙法が合意され、加盟国の批准を経て施行されることとなつた。実際には、これに基づく第一回欧州議会直接選挙は、一九七九年六月に各国で行われた。ニの間、オットー大公は立候補に備えるべくドイツ市民権を取得し、最終的にCSUの比例名簿の第三位に搭載されて当選を果たしたが、その際、CSU内部ではオットー大公の擁立を巡って激しい争いがあつたようである。特に当時幹事長の職にあつたシュトベーベ（Edmund Stoiber）現党首は強く反対したもの、アイグナー（Heinrich Aigner）も支持者に押し切られた。

(52) Posselt, *op.cit.*

(53) オットー大公の著作は数知れないほどだが、その多くが時評的な要素の大きいものである。したがつて管見する限りでは、ヨーロッパ統合の憲法体制に関する体系的な構想は存在しないようであるが、その復古的な意向性は以下のような著作の端々に読みとれるところである。Otto von Habsburg (1986), *Die Reichsidee: Geschichte und Zukunft einer übernationalen Ordnung*, Wien: Amalthea.; Otto von Habsburg (1996), *Die Pameuropäische Idee*, Wien: Amalthea.

(54) NHKスペシャル「ヨーロッパ・ピクニック計画～いへしてベルリンの壁は崩壊した～」（一九九三年）の当事者へのインタビューも参考になる。

(55) オットー大公の側近による伝記や回顧録に依拠した研究では、こうしたインフォーマルなネットワークの果たした役割を確定することは特に難しい。例えば、側近による伝記では、CSU最大の実力者であつたシュトラウス (Franz-Josef Strauß) がオットー大公の良き理解者であつたことがバイエルン州でパン・ヨーロッパ運動が伸長した要因であることが示唆されているが、シュトラウスの回顧録にはオットー大公に言及した箇所は皆無である。Strauß, Franz-Josef (1989), *Die Erinnerungen*, Berlin: Siedler.

(56) 但し、この独占インタビューは、当時「新聞王」とも称されたディリリー・ミラー紙発行人の故ロバート・マックスウェルによって東ベルリンのホーネッカー議長の執務室で行われたもので、その親東独の姿勢をフランクフルター・アルゲマイネ紙が「マックスウェル、ホーネッカーを賛賛」の見出しで批判した類のものはある。

(57) この点は、その後二次にわたるヤウンデ協定（一九六四年）、四次にわたるロメ協定（一九七五年）、コトヌ協定（一九八〇年）、と展開するEUの開発援助政策に関わる論点である。主として経済学的な観点からロメ協定を扱っている最近の研究として、前田啓一（一九〇〇〇）『EUの開発援助政策』東京：御茶の水書房。

(58) 第二次大戦下の獄中で発した「ヴェントーテーネ宣言」から一九八六年の单一歐州議定書の成立に至るまで、ヨーロッパ統合の進展に大きな影響を与えたスピネッリ (Altiero Spinelli) の統合構想について、第二次大戦後の連邦主義理論の展開にも触れつつ分析した興味深い論考として、八十田博人（一九九三）「スピネッリの歐州同盟構想」日本EC学会編『ECの政治統合』（日本EC学会年報第一三号）東京：有斐閣、一一二四頁。

(59) ヨーロッパ統合構想の問題に関連して、特に中欧からの視点でヨーロッパ統合史の再検討を試みた

ものとして、拙稿「中・東欧EU加盟の世界史的意味」『海外事情』二〇〇三年一〇月号、五三一六三頁、も参照願いたい。

(60) クーデンホーフ・カレルギー家が、青山光子との繋がりを核として、日本と親密な関係を保ってきたことはよく知られている。パン・ヨーロッパ運動と日本との関係も、クーデンホーフ・カレルギーの時代には鹿島守之助や鳩山一郎（さらには友愛青年同志会—現在の日本友愛青年協会—）、オットー・フォン・ハブスブルクの時代には田中清玄を中心、親密な関係を築いてきた。こうしたパン・ヨーロッパ運動と日本との関係が相互に与えた影響については別稿を準備中である。